

○役員等報酬支給基準

(定款第8条、第21条関係)

役 職 名		報 酬 の 額
理 事	理 事 長	会議等出席の都度5,000円を支給する。
	業務執行理事	会議等出席の都度5,000円を支給する。
	その他の理事	会議等出席の都度5,000円を支給する。
監 事		会議等出席の都度5,000円を支給する。
評 議 員		会議等出席の都度5,000円を支給する。

※理事のうち職員兼務理事は、無報酬とし、職員給与のみの支給とする。

※この基準の改廃は評議員会の議決を経て行なう。

- 1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成30年11月1日一部改正
- 3 令和3年5月18日一部改正